

# 「(仮称)鎌倉市観光等マナーの向上に関する条例」素案 へのご意見をお寄せください

鎌倉市では、市内の公共の場所における主に滞在者のマナー向上による良好な環境の保全及び市民等の快適な生活環境を保持することを目的とし、誰もが「住んでよかった、訪れてよかった」と思える成熟した観光都市の実現を図るため、「(仮称)鎌倉市観光等マナーの向上に関する条例」の制定を目指しています。このたび、「(仮称)鎌倉市観光等マナーの向上に関する条例」素案として取りまとめましたので、みなさまからのご意見を募集します。素案は、市役所本庁舎観光課（26番窓口）、各支所及び市のホームページでご覧いただけます。市HP：<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp>

## 1 意見の募集期間

平成30年12月10日（月）～平成31年1月10日（木）

ご意見の提出は、平成31年1月10日（木）必着でお願いします。

## 2 意見の提出方法及び提出先

意見書の提出につきましては、以下の宛先に、郵便、FAX、電子メールによりお送りいただくか、直接窓口にお持ちください。電話又は口頭でのご意見は、正式なご意見としてお受けすることができません。

提出方法	提出先
郵便	〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号 鎌倉市役所 市民生活部観光課 観光担当
FAX	0467-23-8700（代表）*宛先として課名をご記入ください。
電子メール	kankou@city.kamakura.kanagawa.jp
お持ちいただく場合	市役所本庁舎1階 観光課 観光担当（26番窓口） *土日祝日を除く午前8時30分～午後5時15分

## 3 意見を提出できる方（鎌倉市意見公募手続条例第2条第1項第3号）

市内在住、在勤、在学又は本市に対して納税義務がある方、この案に関して利害関係を有する方

## 4 意見の提出様式

意見書の様式は自由ですが、裏面の用紙を利用させていただくと便利です。なお、任意の様式で意見を提出される場合は、裏面の用紙に示した記載事項に漏れがないよう記載してください。

また、住所や所在地が市外の場合は、市内の勤務先や学校の名称、市内の活動場所の名称等を記載してください。

連絡先の情報は、いただいたご意見の内容について確認する場合に利用させていただきます。

## 5 提出されたご意見について

個々のご意見に対して、直接、個別の回答はいたしませんのでご了承ください。

いただいたご意見につきましては、市の考え方とともに、後日公表します。

### 【事務担当】

鎌倉市役所 市民生活部観光課 観光担当

電話 0467-23-3000(内線 2353)

「(仮称)鎌倉市観光等マナーの向上に関する条例」素案に対する意見用紙

住所（所在地）	
氏名（団体名及び代表者氏名）	
電話番号 （連絡先）	
区分 （該当するものに☑）	<input type="checkbox"/> 市内に住所を有する方 <input type="checkbox"/> 市内の事務所又は事業所に勤務する方、市内に事務所又は事業所を有する方 <input type="checkbox"/> 市内の学校に在学する方 <input type="checkbox"/> 市に対し納税義務を有する方 <input type="checkbox"/> この事案に利害関係を有する方（理由を記載してください。） <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;">理由：</div>
<p>【意見記入欄】（欄が足りない場合は、別紙にご記入いただいてもかまいません。）</p>	